

Q&A

1 妊よう性温存治療（又は温存後生殖補助医療）を2回実施し、2回の申請を同時に行う場合、住民票や戸籍謄本（又は戸籍抄本）も2部提出が必要か。

（答）

2回が同一年度であれば、同一日に申請し添付書類を一部省略することができる。

（1）1回目分と2回目分でそれぞれ必要なもの

- ・申請書
- ・請求書
- ・妊よう性温存療法（又は温存後生殖補助医療）実施医療機関が発行する証明書

（2）1部で済むもの

- ・がん等原疾患治療実施医療機関が発行する証明書
- ・住民票
- ・戸籍謄本（受精卵凍結又は親権者が申請者、もしくは温存後生殖補助医療の申請の場合に必要）
- ・事実婚の場合、それを証明する書類

※別日に申請を行う場合は、提出書類の省略は不可。

※2回分の治療を1回の申請にまとめることは不可。（治療1回の考え方については、[設問5を参照](#)）

2 温存後生殖補助医療の申請を行う際、原疾患治療実施医療機関が発行する証明書（様式第1-3-1号）、化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（様式第1-3-2号）について、過去に妊よう性温存療法を実施し、県に申請をしても再度提出が必要か。

（答）

愛知県において、令和7年度以降（様式第1-3-2号の提出が不要な場合は令和5年度以降）に様式第1-1号の添付書類として様式第1-3-1号および様式第1-3-2号を既に提出している場合は提出を省略することができる。

なお、原疾患治療実施医療機関による記載が困難な場合は、原疾患名、具体的な治療内容（使用した薬剤等）、治療時期、原疾患治療実施医療機関が分かる資料を添付すること。

※原疾患の治療が「小児・AYA 世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療である場合。

※自身が受けた治療が不明である場合は原疾患治療実施医療機関に問い合わせて確認すること。

3 妊よう性温存治療が正常に行えなかった場合、助成対象となるか。

（答）

排卵誘発剤等の投与が行われた後の体調不良等、やむを得ない事情であれば、助成対象となる。妊よう性温存療法実施医療機関が発行する証明書の備考欄に、治療が正常に行えなかった理由を主治医に記載してもらうこと。

＜例＞

採取した精液に精子が確認できず精子凍結保存ができなかった場合、患者が無精子であることを検査で初めて知ったのであれば、検査費用は助成対象となる。

4 提出する領収書等は、助成上限額分までで良いか。

（答）

助成上限額分までではなく、妊よう性温存療法実施医療機関が発行する証明書に記載された領収金額分の領収書等は、必ず提出が必要である。また、領収書等は必ず原本とコピーの両方を提出すること。

なお、領収書等を紛失した場合は、病院へ再発行を依頼すること。

5 事業の対象となる治療について、何をもって1回と定義するのか。

（答）

【妊よう性温存治療の場合】

対象となる治療について、胚（受精卵）凍結および未受精卵凍結については、1回の採卵周期に行った治療を1回と定義する。卵巣組織凍結および再移植については、1回の手術を1回と定義する。精子凍結については、1回の採精手技を1回と定義する。精巣内精子採取術については、1回の手術を1回と定義する。

なお、異なる治療を受けた場合であっても、その治療が一連のもので有る場合は1回とカウントし、助成上限額の高い治療分の助成を行うものとする。

＜例1＞

胚（受精卵）凍結に係る1回の採卵周期に行った治療で、一部を胚（受精卵）凍結、一部を受精させずに未受精卵凍結した場合には、1回の治療とみなし、助成上限額としては35万円/回とする。

＜例2＞

卵巣組織を採取する1回の手術治療で、一部の未受精卵を採取して、卵巣組織および未受精卵（又は胚（受精卵））の両者を凍結した場合には、1回の治療とみなし、助成上限額としては40万円/回とする。

【温存後生殖補助医療の場合】

別紙「温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細」のA～Gまでの各治療ステージにおける温存後生殖補助医療の実施の一連の過程をいう。

なお、妊娠の確認後に実施する治療法（ホルモン補充療法等）は助成対象外とする。

6 胚（受精卵）凍結および未受精卵凍結における採卵周期について、がん治療を急ぐ必要があり、自然周期を待たず1回目の採卵から2週間後にホルモン剤を用いて2回目の採卵を実施した場合、2回分の治療とカウントして良いか。

（答）

2回分の治療とカウントして差し支えない。

7 外国籍の場合、申請は可能か。

(答)

可能である。

ただし、がん患者が未成年かつ外国籍、親権者も外国籍で日本の戸籍謄本がない場合、家族関係に関する申立書が必要となる。

8 数年前からがん治療を実施している。2021年4月から愛知県の助成事業が開始したため、妊よう性温存治療を実施し、助成金の申請を行いたい。可能か。

(答)

既にごがん治療を実施していても、がん治療の担当医師と妊よう性温存治療の担当医師が妊よう性温存治療を実施して差し支えない（生命予後に与える影響が許容される）と認めた場合は可能である。

9 2021年3月～4月に妊よう性温存治療を実施した場合、2021年3月分の費用は助成対象となるか。

(答)

2021年3月～4月の治療が1回の採卵周期で行われた治療等、一連のものである場合は対象として差し支えない。

10 妊よう性温存治療の意思決定支援（カウンセリング）に要する費用は対象となるか。

(答)

2022年4月1日以降に意思決定支援（カウンセリング）を行い、妊よう性温存治療を開始した場合は、意思決定支援（カウンセリング）に要する費用も対象となる。

ただし、意思決定支援（カウンセリング）を実施した結果、妊よう性温存治療を開始しなかった場合は対象外とする。

11 2021年3月31日以前に妊よう性温存治療を受診した場合、温存後生殖補助医療の助成は受けられないのか。

(答)

2021年3月31日以前に妊よう性温存治療を受けた場合でも、その時に凍結した胚や精子等を用いて2022年4月1日以降に温存後生殖補助医療を行うのであれば、助成の対象となる。

ただし、受診する妊よう性温存療法実施医療機関及び温存後生殖補助医療実施医療機関は、必ず各都道府県が指定する指定医療機関でなければならない。

12 治療を受けた本人以外の申請は可能か。

(答)

原則、治療を受けた本人のみが申請可能である。

ただし、妊よう性温存治療の助成を申請する場合で、妊よう性温存治療を受けた者が未婚かつ未成年（18歳未満）の場合は、親権者又は未成年後見人による申請を可能とする。

また、温存後生殖補助医療の助成を申請する場合は、申請者が夫婦のいずれかであれば申請が可能である。

13 申請書の『患者アプリ番号』とは何か。

(答)

日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）の専用アプリ『JOFR 連携患者アプリ（愛称「FS リンク」）』の会員番号を示している。

本事業の助成を受けるにはアプリの登録が必要となるため、日本がん・生殖医療学会のホームページで登録方法等を確認し、愛知県へ申請をする前に必ず登録を行うこと。

14 領収書が旧姓となっているが、何か手続きは必要か。

(答)

治療から県へ補助金の申請をする間に苗字が変わった場合、証明書や領収書が旧姓になっていても問題はない。苗字が変わった旨を付箋やメモ用紙などに記し、申請書と一緒に提出すること。

なお、申請書は必ず住民票に記載されている名前で申請を行う必要がある。その際、振込口座は必ず申請者と同じ名義の口座を指定すること。

15 確定申告の医療費控除を申請したいが、提出した領収書の原本は返してもらえるのか。

(答)

領収書等の原本については、申請内容の確認後、補助金の交付決定通知を送付する際に同封して申請者へ返却する。返却時、提出された領収書には県で助成金の申請済みなことが分かるよう押印がしてある。

確定申告の申請締切前で領収書の返却を急ぐ場合は、その旨を記した書類を添えて申請書の提出をするか、事前に県へ連絡をすること。

また、確定申告による医療費控除の手続きをする前に、必ず本県へ助成金の申請を行う必要がある。もし確定申告による医療費控除の手続き後に県へ助成金の申請をしてきた場合には、一度確定申告を取り消し後に助成金申請を行うこと。

なお、税務署が確定申告の取り消しを受付できないとした場合は、助成金の交付決定通知

により修正申告を行うこと。

16 入院管理料は助成対象となるか。

(答)

妊よう性温存治療をするにあたり、必ず欠かせない行為であれば対象に含まれる。
ただし、差額ベッド代、食事代等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。

17 先進医療費は助成対象となるか。

(答)

当事業の対象患者であって、医師が必要と認め、別紙「温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細」のA～Gまでの各治療ステージにおける温存後生殖補助医療の一連の治療の流れに入るものであれば、助成対象として差し支えない。

※主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療の自己負担部分は対象外とする。

18 住民票は愛知県にあるが、妊よう性温存治療（又は温存後生殖補助医療）を他県の病院で行った場合は助成対象となるか。

(答)

治療を行った病院が、その県の指定医療機関であれば助成の対象となる。

また、住民票は他県にあるが、愛知県の指定医療機関で治療を行った場合は、住民票がある県に申請を行う。

19 不妊治療を受けていたが治療中がんであることが分かり、新たに妊よう性温存治療を行う場合は助成対象となるか。

(答)

本事業はがんの治療によって妊よう性が低下する方を補助するものであるため、がんになる前から不妊と診断されている場合は対象外とする。

20 夫が43歳を超えた年齢で精子凍結を行い、その後凍結した精子を用いた温存後生殖補助医療を行う場合、妻が43歳未満であれば助成対象となるか。

(答)

温存後生殖補助医療の助成を受けるには、妊よう性温存治療を行ったときに妊よう性温存治療の対象者の条件を全て満たしている必要があるため、夫が精子凍結時に43歳を超えている場合は、妻が温存後生殖補助医療の治療開始時に43歳未満でも助成の対象外とする。